

新潟市濁川公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市濁川公民館使用料の収納を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市北区新崎2607番地3 新潟市濁川公民館	濁川地区コミュニティ協議会 会長 赤間 松次